

2025 年度青年研修「地元資源を活用した産業振興（観光振興）B」  
コース研修委託契約にかかる参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北陸センター（以下、「JICA 北陸」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

青年研修事業は、我が国が開発途上国を対象に実施する技術協力の一環として、各国の青年層を対象に、それぞれの国で必要とされている分野における日本の経験、技術を理解する基礎的な研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成に協力する事業です。

本業務の遂行にあたっては、アイ・シー・ネット株式会社（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

本研修は、2024 年度の実施を受け、継続実施が確定したもので、特定者は、2024 年度の実施をはじめ、JICA 北陸所管の当該分野の研修で連続して受注実績があり、地域の自治体、研究機関、民間を含む地域 人材ネットワークを有する機関であり、多様な講師を招聘し本研修業務を適切に実施することができ、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

業務名：青年研修「地元資源を活用した産業振興（観光振興）B」に係る研修委託契約

- (1) 案件概要：別紙 2「研修委託契約業務概要」のとおり
- (2) 実施期間：2025 年 8 月 13 日～2025 年 8 月 30 日（予定）
- (3) 契約履行期間：2025 年 7 月 1 日～ 2025 年 10 月 31 日（予定）  
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。
- (4) 実施形態：本邦プログラム（来日）

## 2 応募要件

- (1) 基本的要件
  - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
  - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律

225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって誓約したものとします。なお、当該誓約事項による制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。
  - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
  - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

- 1) 本研修委託業務契約は、2025年度に実施する計1回の研修コース全体を対象とする。
- 2) 研修員への指導・助言に必要な当該分野に関する専門性を備えた人材を有していること。
- 3) 業務執行体制に関する要件
  - ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連

- 絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2025年4月14日(月)正午
	提出場所	JICA 北陸 業務課
	提出書類	・参加意思確認書(別紙3) ・応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	メール 送付先: <a href="mailto:jicahric_kccp@jica.go.jp">jicahric_kccp@jica.go.jp</a> 下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限必着で送信。
(2) 審査結果の通知	通知日	2025年4月18日(金)
	通知方法	メール 送付先は(1)に同じ
(3) 審査結果についての理由の請求	請求場所	JICA 北陸 業務課
	請求方法	メール 送付先は(1)に同じ
	請求締切日	2025年4月21日(月)
	回答予定日	2025年4月23日(水)
	回答方法	メール

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について

て説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争もしくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

2025年度青年研修「地元資源を活用した産業振興（観光振興）B」  
研修委託契約業務概要

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：地元資源を活用した産業振興（観光振興）B
- (2) 技術研修期間（予定）：2025年8月13日～2025年8月30日
- (3) 研修員数（予定）：9名
- (4) 研修対象組織及び対象者：産業振興（観光）に係わる中央／地方の若手行政官、関連団体職員（商工会、業界団体等）
- (5) 研修使用言語：インドネシア語
- (6) 研修の背景・目的

本事業の対象である東ティモールでは、輸入偏重による対外貿易赤字を石油・ガス部門の収入で賄う経済構造となっていますが、石油・ガス資源は永続的ではなく非石油・ガス部門の国内産業に立脚した持続的な経済構造への転換が急務となっており、農業をはじめ、商工業、水産業、観光業などの開発・強化を通じた産業の多角化が喫緊の課題となっています。特に、近年は観光業への関心が高まっており、東ティモール政府は観光開発に向けた最初の枠組みとして2017年に「東ティモール国家観光政策」を策定し、2030年までに国内の雇用を増やし、社会的、経済的な持続可能性に貢献する魅力的な観光地とすることを目指しており、本研修では、日本の観光政策や北陸地域の観光による地域振興の事例等を通じて、自国の観光振興における課題を整理するとともに、観光振興戦略、体制形成など観光振興に係る実践的知見を獲得することを目的としています。

- (7) 案件目標（アウトカム）

日本の観光政策や北陸地域の観光による地域振興の事例等を通じて、自国の観光振興における課題を整理するとともに、観光振興戦略、体制形成など観光振興に係る実践的知見を獲得する。

- (8) 単元目標（アウトプット）

- 1) 日本及び北陸地域における産業観光振興政策や実施体制について理解する
- 2) 北陸地域の特徴、観光における地元資源の活用事例を学び、成功要因と課題について理解する
- 3) 自国の地元資源とそれを活用した観光振興の現状と課題を整理する
- 4) プログラムを通じた気づきなどを踏まえ、3で整理した課題解決のた

めのアクションプランを検討する  
※単元目標は契約相手方と協議の上最終的に決定します。

(10) 研修内容

1) 研修項目及び研修方法

【講義】 国及び地方自治体における観光政策、観光 DX、観光人材の育成、商品開発及びマーケティング等

【視察】 地場産業、伝統工芸、海洋資源などの地元資源を生かした観光振興事例

【討議】 地元資源を生かした観光振興政策における課題、地域で取り組む地域振興策の在り方

【演習】 アクションプラン作成のためのオリエンテーション、研修成果取りまとめ及び発表

委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025年7月1日～2025年10月31日（予定）

（この期間には事前準備、事後整理期間を含む）

(2) 業務の概要

本研修業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の(8) 案件目標及び(9) 単元目標を達成できるよう、(10) 研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

(3) 業務内容詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施

- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

## 2. 留意事項

- (1) 当機構は本研修コースの実施にあたり、インドネシア語-日本語の逐次通訳等を行う研修監理員 1 名を配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施期間の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修効果を高めるため、研修員に対する理解促進や研修進捗状況を現場で確認する等研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します。（委任契約）
- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以上